

電子調達システム/調達ポータル

2.電子調達システムの便利機能の紹介

2026年9月16日

デジタル庁国民向けサービスグループ GEPS/GECS担当

政府における調達システムの全体像

政府の調達システムは、各省が統一的基準で審査を行っている資格（統一資格）を用いている「物品・役務」と各省が個別に資格を定めている「公共工事」に分かれている。

- 物品・役務については、
- ・競争参加資格(全省庁統一資格)の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を官側に提供する「電子調達システム」(GEPS：ジープス)
 - ・GEPSのフロントエンドとして調達情報の共有・案件検索・利用者管理の機能を事業者側、官側に提供する「調達ポータル」(PP：ピーピー)で構成されている。

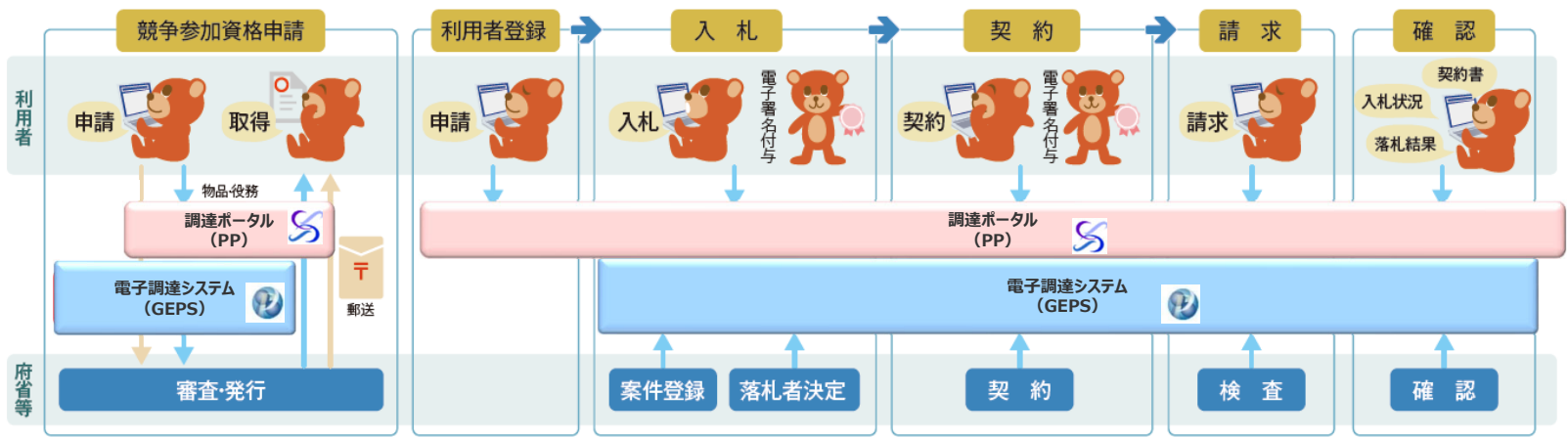
※ 電子調達システム：Government Electronic Procurement System 調達ポータル：Procurement Portal 電子契約システム：Government Electronic Contracts System

	物品・役務（簡易な公共工事を含む。）		公共工事	
	全省庁（文科省は物品・役務のみ）		国土交通省等	
	官・民間手続 （フロントエンド）	官側手続 （バックエンド）	官・民間手続 （フロントエンド）	官側手続 （バックエンド）
資格審査	調達ポータル （PP） 	電子調達システム （GEPS） 	資格審査 インターネット一元受付システム	
			資格審査システム	
入札			電子入札システム	契約管理システム
契約 ～ 検査・請求			【府省共通】 電子契約システム （GECS）	

電子調達システム（GEPS）／調達ポータル（PP）概要

GEPS/PPは、競争参加資格(全省庁統一資格)の申請受付、入札、契約、請求、検査、契約後の請求事務に至るまで、一貫性をもって実施可能なシステムである。

電子入札率は76.0%、電子契約率は52.8%（令和8年3月末）



【電子入札・契約のメリット】

印紙税が不要

電子手続は印紙税法の課税対象外であるため、**印紙税が不要**

移動・郵送費の削減

書類の発送が不要、遠方からの参加及び複数の調達案件への同時参加が可能

公印・社印の押印が不要

電子証明書により一連の手続きをシステム上で担保するため、**押印手続は不要**（※法令上必要な場合を除く）

24時間365日利用可

インターネット環境があれば、時間や場所を問わず、いつでもどこでも利用可能

書類保管費の削減

書類保管のためのバインダーや書棚が不要。書類保管に係るコスト削減

電子調達システム（GEPS）の便利な機能一覧

電子調達システムでは、便利な機能を提供している。その中から特に便利な 11 機能をご紹介します。

調達準備

案件をつくる

機能02・機能09

見積・入札

相手を選ぶ

機能03・機能04・機能01

契約(発注)

契約締結

機能05・機能07

請求

請求を受ける

機能08

監査対応

証拠を整える

機能06

横断管理

適正性を確認

機能10

機能11 操作の疑似体験（研修環境）

✓ 入力・紙・郵送を削減

✓ 競争性と参加機会を拡大

✓ 処理の迅速化・確認漏れ低減

メリット

01 電子入札

入札書・提案書・見積書・添付資料を電子で提出・受領可能

紙・押印・郵送を削減

02 調達情報掲載

調達ポータルで案件を公告・掲載可能

周知拡大・参加事業者増加・競争性向上

03 オープンカウンタ（少額）

複数事業者の見積・条件をオンラインで比較少額案件に特化し、事業者は統一資格不要で、GビスIDで簡単に参加可能

参入機会・競争性を拡大

04 オープンカウンタ

複数事業者の見積・条件をオンラインで比較可能

参入機会・競争性を拡大

05 電子契約

契約締結・契約書管理をシステム上で実施可能

押印・郵送・保管の負担を削減

06 EVANSS連携

会計検査院提出用の証拠書類を抽出・体系化

書類の準備時間の低減

07 少額物品調達業務

少額物品の購入に関して商品検索・価格比較から発注・納品まで一貫処理

相見積・調達時間を削減

08 デジタルインボイス（請求）

事業者の会計システムから請求データを送信し、官側は電子データで受領可能

入力・確認負担を軽減

09 過去調達資料のダウンロード

他府省・過去案件の仕様書等を参照

仕様書検討を効率化

10 指名停止情報共有

府省庁間で指名停止等情報を登録・共有

確認漏れリスクを低減

11 操作の疑似体験（研修環境）

本番に影響なく官民双方の操作を練習

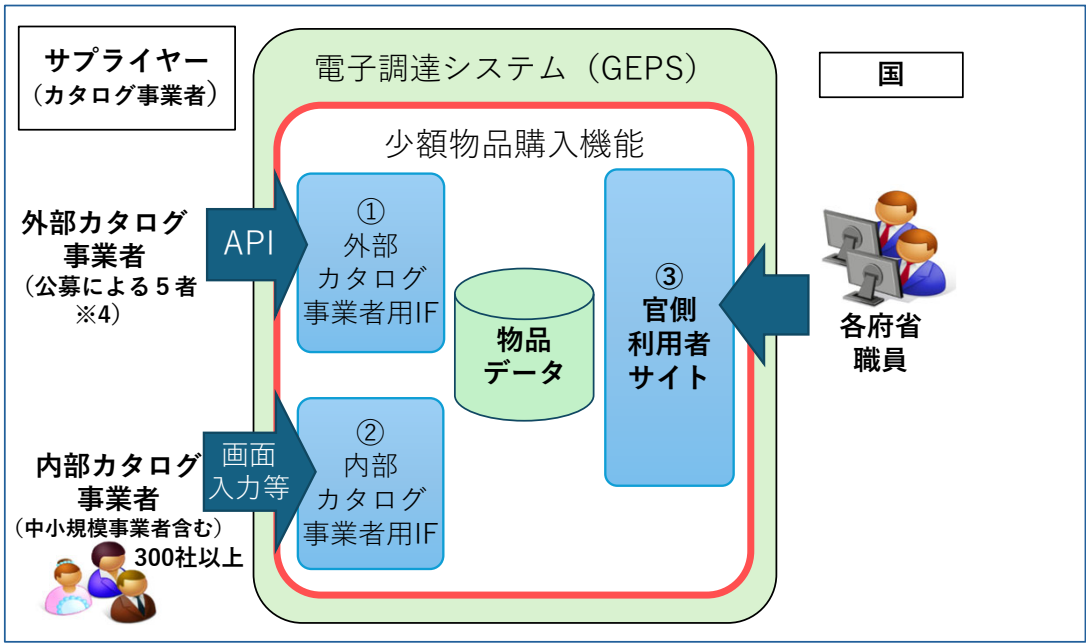
習熟・問合せ対応力向上

まずは「負担が大きい業務」から、使える機能を段階的にご活用ください。

少額物品調達業務の背景・概要（前頁の「07少額物品調達業務」）

- 電子調達システムは入札を前提としたシステムであったことから、年間約45万件※1ある300万円以下※2の少額物品調達については対象外となっていたため、新たな機能として、民間事業者が出品した商品をマーケットプレイス形式※3で検索・発注できる機能を令和7年3月より導入。
- 商品は、公募で選定した外部カタログ事業者と随時参加可能な内部カタログ事業者で約7,000万点※4を超える商品が出品されており、充実したラインナップである。
- 現在（7月末時点）、30府省庁、331官署が本機能を利用している。

機能概要



主なメリット

主に、調達価格低減、納期が早い点などのメリットがある。

業務効率化・納期短縮

- ✓ 複数社からの見積取得作業が不要となり、業務の軽減
- ✓ 従来より納期が短縮(平均2日程度)

調達価格の低減

- ✓ 多くの民間事業者の参加により価格競争が促進され、調達価格の低減が可能(法人価格での提供など)
- ✓ 配送料全国一律

※1 平成29年度中小企業庁レポートによる。 ※2 予算決算及び会計令が令和7年4月1日に改正され「300万円以下」に変更。
※3 売り手と買い手がインターネット上で結ばれる取引市場のこと。 ※4 公募時点の情報。 ※5 Amazon、アスクル、アルファパーチェス、ライオン事務器、モノタロウ